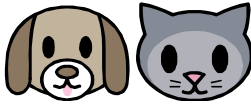


# 衛生だより



令和4年度第59号(12月)発  
拓部家畜保健衛生所  
東部・北部家畜防疫獣医師会  
〒287-0004 香取市岩ヶ崎台12-1  
Tel: 0478-54-1291 Fax: 54-5996  
**夜間・休日緊急(転送されます)**  
(公社)千葉県畜産協会  
〒260-0021 千葉市中央区新宿1-2-3

～獣医師免許をお持ちのみなさまへ～  
令和4年12月31日現在の状況を、お住まいの都道府県に  
届け出てください！

◎獣医師には、獣医師法第22条に基づく2年ごとの届出が義務付けられています。

◎届出様式に必要な事項を記入の上、お住まいの都道府県に提出してください。

☆届出期間：令和5年1月1日から1月31日まで

**☆届け出先は、勤務地ではなく居住する都道府県ですのでご注意ください！**

◎届出様式や記載方法は、以下に掲載しています。

☆千葉県HP「獣医師法第22条の届出」  
(ホーム>しごと・産業・観光>農林水産業>農業・畜産業>畜産>  
獣医師法第22条の届出)

<https://www.pref.chiba.lg.jp/chikusan/tetsuzuki/700/zyuishi22zyou.html>

☞上記のアドレスから様式がダウンロードできます。

☆農林水産省HP「獣医師免許をお持ちの皆様へ(獣医師法第22条の届出)」  
今年度から農林水産省共通申請サービス(eMAFF)によるオンラインでの届出  
も開始されました。

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/zyui/22.html>

★**獣医療への従事の有無にかかわらず、すべての獣医師が対象です**★

## 【千葉県にお住まいの方の提出先】

〒260-8667

千葉市中央区市場町1-1(千葉県庁本庁舎18階)

千葉県農林水産部畜産課 家畜衛生対策室 獣医事担当宛て

問い合わせ先: TEL043-223-2938

**※窓口へ直接提出いただくか、郵送にて2部(A4両面印刷)届け出てください。**

北部家畜保健衛生所 TEL: 0478-54-1291 FAX:0478-54-5996

〒287-0004 千葉県香取市岩ヶ崎台12-1